

<講演会シリーズ「江戸から学ぶ」連続講座・クロージングイベント>
date:20220516

@オンライン

八代将軍吉宗・鷹狩と桜の名所

大石学

はじめに一山と川と歴史と文化と一

【台東区の歌】作詞・土岐善麿(1885～1980)浅草真宗大谷派等光寺生、作曲・渡辺浦人
「鐘は上野か さくらに蓮に」⇒松尾芭蕉(1644～94)「花の雲 鐘は上野か 浅草か」
(池の端)、「文化の花」「隅田の流れ」「下谷浅草 道ひろびろ」⇒防火用山下・浅草広
小路)、「町並み にぎやか」「立つ市」⇒下町情緒・商業

「かしことめぐる 江戸名所」⇒近代に残る江戸

【東京都立上野高等学校校歌】詞・藤村作(東京帝大教授)、曲・田村虎蔵(上高音楽教諭)

「過ぎし時代に殉へつゝ 新しき世に捧げたる

尊き至誠の香に匂ふ 昔 江戸の鎮護の地

東叡山の丘の上 そりて立つはわが母校」

⇒大正 13 年(関東大震災後)第二東京市立中学校として制定/第一市立中(千代田区立九
段中等教育学校)

⇒山(上野東叡山(東の比叡山)寛永寺、待乳山聖天・海拔 10m・推古 3(595)山ができ金龍(
きんりゅう)が舞降りた伝承・金龍山浅草寺)/川(隅田川・浅草川・大川・宮戸川)、不
忍池/歴史・文化・学問・教育(花見・風俗)

I 江戸を学ぶ意味

1. 時代劇の変化—「チャンバラ」から「現代劇」へ—

- ①伝統=チャンバラ(様式美)、ヒーロー、勧善懲悪、お約束→水戸黄門、暴れん坊将軍、
遠山金四郎など→「水戸黄門『もはやこれまで』43部で幕」(『朝日新聞』2011年7月
15日夕刊)
- ②斬り合いのない時代—「帯刀した者たちの間で流血事件が起きたと耳にするのはめった
になく、この国の人間の性来の善良さと礼儀正しさを存分に物語っている」(E・スエ
ンソン『江戸幕末滞在記』P.74、デンマーク人フランス海軍士官として1866年来日)
- ③使われぬ刀
 - a 「日本という国は、あらゆる文明国の中でも、武器を持つ習慣が最も広まっている国で
あるので、その危険な習慣の不都合を出来るかぎり避けるために、厳しい規則を採用せ
ざるを得なかった。正当防衛以外の場合でなければ、路上で何人も刀をぬけば、決まっ

てこの上なく重い罪に問われるのである……槍の刃先、銃の銃口さえもが丁寧に鞘に包まれているのは、平和時に、なんなれと武器を人の目に曝すことを禁じている厳しい禁止命令のためなのである。敵国に遠征するときには鞘は外されないのである」(ルドルフ・リンダウ『スイス領事の見た幕末日本』P.162、プロシヤ生まれの外交官、1861年から3度来日)

- b 「すべての地役人ならびに身分の高低にかかわらず、幕府の役人は同じような二本の刀を携えている。うち一本は本人のもの、もう一本はお役目用の刀と呼ばれ、そちらのほうが長いのが常である。両方を同じ側の帯に差すが、互いに少し交差させている。役人が部屋に入って坐る時は、通常、お役目刀を脇に置くか前に置く」(ツェンペリー『江戸参府随日記』P.257、1775年来日、スウェーデンの植物学者)
- c 「日本人の間では、汚名を蒙り屈辱を受けた場合には、自殺をするのがふつうのことである……すべて死よりも恐ろしい不名誉に陥ることを避けるためには、常に自殺のための道具を手許に用意しておくことが絶対に必要なことである」(イザーク・ティチング『日本風俗図誌』新異国叢書雄松堂書店 1970年 p.258~259、1779年来日オランダ人)
- d 「両刀を差す権利について考えてみるに、人は何と言おうとも、私にはこの権利にそう大した区別があろうとも思われない。その証拠に幕府の鍛冶工や、大工さえも二本の太刀を差しているではないか。日本の警吏にいたっては言語道断だ、我々はむしろ警吏は全然ないと言いたい……すなわち警察の機能は、騒動とか犯罪を、強力をもって防遏するよりも、これを未然に防止するように仕組まれている」(リッター・ホイセン・ファン・カッテンディーケ『長崎海軍伝習所の日々』1860年序文、平凡社東洋文庫、1964年、P.64、1857年来日、オランダ海軍)
- e 「二本の刀を帯びる特権は日本人の名誉と威厳の考え方に結びついている。長い刀は戦の際の武器で、親しい人間の家では体から離すのが礼儀である。短い刀は専ら自殺用の武器である。それ故友人の家を訪れた際にこれを身につけていても、何等無礼ではない」(C・モンブラン『モンブランの日本見聞記』新人物往来社、1987年、P.38、1862年来日、フランス人)
- f 「刀を使用することは、戦争のとき以外は厳しく禁じられている……ガニビルジスすなわち警察官は、刀のほか、把手のついた短い棒〔十手〕を持っている。これで抵抗する犯人が手にする武器をたたきおとすのである。槍その他の武器の先端は鞘におさまっている」(ペーター・ベルンハルト・ヴィルヘルム・ハイネ『ハイネ世界周航日本への旅』新異国叢書、雄松堂書店、1983年、PP.237~238、1853年ペリーとともに来日、ドイツ系アメリカ人)
- ▽大石学『江戸の教育力—近代日本の知的基盤—』(東京学芸大学出版会、2007年)「考えてみると、江戸時代は年中、斬り合いをしていたわけではない。武士が刀を差していたことから、ともすると日常的に斬り合いや斬り捨て御免が行われた時代と考えられがちである。しかし、今日残されているさまざまな記録や史料を見ても、斬り合いの記事は

そう多くはない。もし斬り合いなどが起きれば、江戸中の大きなニュースになるほどであった。このようなたとえは不適當かもしれないが、今日拳銃を携帯している警察官が、定年までの在職中に事件に遭遇して発砲する回数と、江戸時代の武士が一生のうちに刀を抜いて斬り結ぶ回数とは、それほど変わらないかもしれない。江戸時代、殺人事件が起きると、役人が出張し、現場検証や聞き込みを行い、報告書を作成する。指名手配書を公開することもある。犯人が逮捕されると、裁判が行われて刑が確定する。人が一人死ぬということは、現在と同じくらい重い出来事だったのである。チャンバラだけで江戸時代をイメージすると、実態を見失うことになりかねない」

⇒時代劇の革新＝庶民、生活、日常、人間性、個人と家族・組織・地域・社会・国家

④大名行列－「行列はみな声を立てずに動いて行くが、身分の高い人の行列にあっては、前に行く先触れが『下にいろ』Sitaniro、つまり『膝まずけ』と叫ぶ。それと同時にすべての者が平伏するのである。しかし、われわれが大名行列に何度も出会ったことがあるけれども、これは一度も見なかった習慣であった。民衆は恐れて道を避けるが、この権力者をさほど気にしていないのが常であった。われわれの見たところでは、大部分の者は平然と仕事をしていた」（ドイツ人画家ベルク著『オイレンブルク日本遠征記』上、p.107、1852年来日、オイレンブルクは駐日ドイツ公使）

⑤高札場の庶民－識字率／江戸の教育力

2. 江戸イメージの変化

①未開から文明へ（貨幣経済の進展、文字の普及など）

②豊臣秀吉の「惣無事」政策に続く「Pax Tokugawana 徳川の平和」＝レオン・ロッシュ（仏国公使）「(将軍家茂宛)上書」(『匏庵遺稿 1』続日本史籍叢書、1975年、東京大学出版会)「二百五十年の間、国内泰平にして目に干戈を見ざるの洪福を保てるは、世界に聞たる例なき所なり」(p.167)

③「封建から early modern へ」＝「近代」との断絶から連続へ

3. 江戸を学ぶ意味

①明治維新を越えて現代に続く「和風」「日本風」の社会的・国民的形成

②西洋文明の行き詰まり⇒資源エネルギー、自然破壊、格差・差別など

③「江戸文明」の見直し・再評価

II 江戸首都論

①徳川家康の認識

a 「この戦（関が原合戦）終て後しばし大坂の西丸におはしまし…さるにてもまづ御居城をばいづくに定め給はむか、江戸をもて其所となされむかと御意見を訪はしめ給ふ、中

- 納言御答には、某年若くして何のわきまへか候べき、天下を經理せむにさりぬべき所をもて居城と定め給ふべきか、しかればいづれも盛慮にまかせらるべしとなり。よて遂に江戸をもて御本城となし、秀頼をば大坂に居らしめ、摂津・河内の両国を授けられぬ（『徳川実紀』①234）／b 江城は政令の出る所、天下諸侯朝覲の地なり（同①607）
- ② 徳川吉宗の認識「もと隔年参勤の起りは、大猷院殿のころまで、府内ものさびしきさまにて国都の體を得ざりし故、当時の宰臣等、唯府内にぎはふべき為にはからひしこと（『徳川実紀』⑨252）
- ③ 勝海舟の認識－明治元年（1868）3月13、14日の西郷との会談「大政返上之上は、我が江城下は、皇国の首府なり……今日天下の首府に在て、我が家之興廢を憂て一戦、我が国民を殺さむことは、寡君決て為さざる所（『勝海舟全集1・幕末日記』35頁）
- ④ 全国約260藩の上中下屋敷が存在（全国都市）
- ⑤ 外交の中心
- a [朝鮮] 通信使－將軍代替わりや慶事にさいして朝鮮国王が將軍に派遣
- b [琉球] 慶賀使・謝恩使－將軍・琉球王の代替わりごと「江戸上り」
- c [オランダ商館長] 出島商館の商館長の江戸参府
- ⑥ 外国人の江戸認識
- a ケンペル（ドイツ人医師 1690～92 滞在）『江戸参府旅行日記』平凡社東洋文庫「街道には、旅行者に進み具合がわかるように里程を示す標柱があつて距離が書いてある。江戸の代表的な橋、特に日本橋つまりヤープンの橋と名付けられている橋を一般の基点としているので、旅行中自分たちがこの橋また首都からどれだけ離れているかを、すぐを知ることができる」
- b 申維瀚しんゆはん（享保4・1719 通信使に随行）『海游録』（平凡社東洋文庫）「家康のときから、都を江戸に移し、摂津州は三分して、その二は湯沐（知行地）の奉に属し、大阪は旧都としてわずかな地となった」（122頁）
- c ツンベルク（スウェーデンの植物学者、1775～76 滞在）『江戸参府随記』「首府江戸の幕府へオランダ商館長に従つて商館付医師として参上」
- d グローニン（ロシア海軍少佐、1811～13 滞在）『日本俘虜実記』「奉行は首都（江戸）から命令書を受けて」
- e フィッセル（オランダ商館員 1820～22 滞在）『日本風俗備考』（東洋文庫）「すべての距離を計る基点は首都江戸の中央にある日本橋すなわち『日本の橋』である」
- f フィリップ・フランツ・フォン・シーボルト（オランダ商館付ドイツ人医師 1823～29 滞在）『シーボルト江戸参府紀行』（小宮山書店）／「（京都は）古き国都なり」「江戸は日本の総首府・政治府たるゆえ、市本部、市前駅、城に分つべし」
- g アリクサンダー・フォン・シーボルト（フィリップの子、1858～62 滞在）『ジーボルト最後の日本旅行』（東洋文庫）「政治の府であつた將軍の居住地江戸」「西欧の学問を首

都に移入する」

- h ローレンス・オリファント（イギリス特派使節随員、1858）『エルギン卿遣日使節録』
「（江戸）王国の首都であるこの町が野蛮の状態に置かれていると想像されていることが、ほとんど信じられないくらいだった」
- i M・ド・モージュ（フランス使節団随員、1858）『フランス人の幕末維新』（有隣堂）
「午後の三時、首都のある江戸湾の奥から四マイルのところに碇泊する」
- j ペリー（アメリカ東インド艦隊司令官、1853、54 来日）『ペリリ提督日本遠征記』（岩波文庫）
「品川附近には首府へ集まってくる小舟が何時も投錨してゐる」
- k アレクセイ・ウラヂミールヴィチ・ヴィシエスラフツォフ（ロシア艦隊軍医 1859 来日）
『ロシア艦隊幕末来訪記』（新人物往来社）
「（江戸は）領国中最大の都市、日本の首府」
- l ロバート・フォーチュン（イギリス人植物採集者 1860、61 来日）『幕末日本探訪記』講談社学術文庫
「日本の首都江戸の郊外には、商売用の植物を栽培している」
- m ハインリッヒ・シュリーマン（ドイツ人、1865 来日）『シュリーマン旅行記・清国・日本』（講談社学術文庫）
「1858 年に調印された通商条約によれば、すでに 1862 年には外国との交易がこの首都（江戸）で始まっているはずだった」

⑦幕末の首都外交

- a 安政元年（1854）日米和親条約、安政 5 年日米修好通商条約
- b 各国公使館の設置－アメリカ（江戸麻布善福寺）、イギリス（上高輪東禅寺）、フランス（三田台町濟海寺）、オランダ（芝西応寺）、ロシア（芝天徳寺）、プロシア（増上寺赤羽門外）、スイス（芝長応寺）
- c 万延元年（1860）尊攘激派によるアメリカ公使館通訳官ヒュースケン殺害、文久元年（1861）尊攘激派による東禅寺イギリス公使館焼き討ち

⑧幕末期の軍事化＝首都江戸の防衛－軍事施設の設置

- a 嘉永 6 年（1853）6 月ペリー来日、嘉永 7 年（安政元）正月ペリー再来日、3 月和親条約締結→幕府は西洋式の軍事技術を導入、大規模な軍制改革を断行
- b 嘉永 6 年 8 月江戸湾防備のため品川沖（港区）に砲台場の「台場」建設を開始⇒当初 12 か所予定、財政上の理由から 1 年後の第 6 台場までで中止
- c 嘉永 6 年 8 月湯島の馬場（文京区）に鑄砲場を設置、西洋大筒鑄造を開始
- d 嘉永 6 年 11 月水戸藩に軍艦建造を命じ、同藩翌 7 年石川島（中央区）に製造場を設置
- e 嘉永 6 年 12 月豊島郡角筈村（新宿区）に調練場を設置
- f 元治元年（1864）滝野川（北区）に反射炉計画、佃島（中央区）に砲台築造
→江戸周辺鷹場制度を利用＝角筈調練場の旗本訓練のさい、鷹野役所の指揮のもと「領」を単位に焚き出し人足などの夫役を課し、また新たに設置した兵糧方役所の指揮のもと、鷹場触次役の差配により領単位の非常兵糧掛り人足を賦課

⑨火薬爆発事故の続出

- a 江戸近郊各地で水車を利用した火薬製造を命ずる→米や麦などを挽いていた水車番

の者が不慣れな火薬製造をしたために爆発事故が続出

b 安政元年（1854）3月5日板橋宿（板橋区）原の農民太右衛門の水車が爆発→付近の農家を延焼し死傷者多数

c 同年4月6日牛込矢来下（新宿区）若狭国小浜藩下屋敷の水車が爆発

d 同年4月12日荏原郡小山こやま村（品川区）農民庄兵衛の水車場で爆発→水車小屋吹き飛び死者3名

e 淀橋（新宿区）の水車場では付近の農民が不安に思い、水車の移転を町奉行所に願ったが、その最中の6月11日に爆発

f 多摩郡小川村（小平市）の爆発

⇒首都防衛のための軍事施設の強化が首都圏住民の生活を直接に脅かすことに

⑩慶応3年（1867）8月フランス軍事教官の意見に基づき、幕府は駒場野演習場（目黒区）の拡大を企図するが百姓一揆により挫折

⑪同年11月徳丸ヶ原演習場（板橋区）の拡大計画も百姓一揆にあい中止に⇒幕末期、首都圏は軍事施設をめぐって新たな住民運動が展開

⇒江戸時代を通じて、江戸は首都として認識され、首都機能を蓄積・強化

▽大石学『首都江戸の誕生－大江戸はいかにして造られたのか－』（角川選書）

▽大石学編『近世首都論－都市江戸の機能と性格』（岩田書院、2013年）

▽大石学監修・東京学芸大学近世史研究会編『首都江戸と加賀藩－江戸から地域へ、地域から江戸へ－』（名著出版、2015年）

Ⅲ 享保改革と台東区域

1. 吉宗の将軍就任

①吉宗（1684～1751）の8代将軍就任→御三家政争の噂

②紀州系政府の成立＝元祖血脈の復古／「此度大猶院様御血脈は御絶被成候、去年百一年目に又御元祖血脈へもどり申候、是皆天命にて人力の預り申候處には無之と奉存候」（室鳩巢「兼山秘策」『日本経済大典』⑥379）

③「革命」⇒「延宝ト享保ハ継世ノ革命ナリ、文照公ヲ御養君トシテ護持シ給フト、有章公ノ御相続ハ革命ノ内ニテモ順道ナレバ、延宝、享保トハ一同ニ不可称者乎」（享保2年「享保革命略史」加越能文庫所蔵）

④アウトドア派＝鷹狩（放鷹）・可視化される将軍／新たな由緒・伝説を残す（小松菜ほか）
⇒「あばれん坊将軍」へ

2. 享保改革（1716～45）の前提

①耕地面積－（1450）95万町歩、（1720）300万町歩、（1874）305万町歩 [1町歩＝1ha]

②推定人口－（1600）1227万人、（1721）3106万人、（1846）3190万人

③鉱山産出量の激減、鎖国体制の整備、社会資本の整備

④米価安諸色高、疫病の流行、水害の激発→社会不安の増大

⑤政治の停滞－譜代派と新参派の対立、将軍権威の低下

⇒低成長時代を迎えての国家再編, 行政改革 = 「国のしまり、財の賑しの仕よう……な
おまたこれを捌くは役人なり」(荻生徂徠『政談』岩波文庫、163頁)

享保改革の課題⇒ a 統治体制の強化、b 財政再建、c 官僚システムの確立

▽大石学『吉宗と享保の改革』(東京堂出版、1995年)

3. 国家政策、公共政策の展開

▽国家財政の再建、日本絵図の作成、官僚機構・法制度の整備・公文書システムの整備

(能力主義・実力主義)、河川普請(国土保全)体制の充実、助郷制度(交通体制)の整備、出版統制、全国人口調査、国民教育の振興、米価・物価対策、貨幣対策、諸国物産調査、薬草政策、褒賞政策 etc.

⇒享保改革：3000万の国民生活の維持、安定化をめざす = [29年1か月の長期にわたる改革、ただしこの間政変・クーデター・革命・戦乱など劇的変化は見られず]

⇒国家的集中・統合 = 「大きな政府」「強い政府」による国民生活の維持・安定 = 国家機能、公共機能の拡大、規制強化→日本社会の均質化を進める

▽尾張藩主徳川宗春の吉宗改革批判(藩政1730~39) 規制緩和、「小さな政府」主張

▽大石学編『規制緩和に挑んだ「名君」－徳川宗春の生涯－』(小学館、1996年)

4 首都江戸の発展

①江戸の成長

a 明暦3年(1657) 町人約28万人/元禄6年(1693) 町人35万3588人

b 寛永期(1624~44) 約300町/延宝7年(1679) 「江戸中ノ惣町数都合八百八町也
(『玉露叢』) / 正徳3年(1713) 933町→巨大消費都市の成立

②世界的都市江戸

a 享保期(1716~36) 町人約50万人、武家人口推定50万 = 京都(正徳5年・1715) 35万、大坂(宝永6年・1709) 38万人、ロンドン(1661年) 46万、パリ(1801) 55万、ベルリン(1786) 15万

b 「何方迄が江戸ノ内ニテ、是ヨリ田舎と云疆界ナク、民ノ心俣ニ家ヲ建続ルユヘ、江戸ノ広サ年々ニ弘マリユキ、誰許ストモナク奉行御役人ニモ一人トシテ心付人モナクテ、何ノ間ニカ北ハ千住、南ハ品川マデ家続ニ成タル也」(荻生徂徠『政談』)

5. 享保改革の展開

(1) 首都改造

① 大岡越前守忠相(1677~1751)の町奉行登用(1717~36)

- ② 防火対策（町火消組合、町家改造、火除地設定、火の見櫓制度など）
 ⇒町火消（ほ組、わ組、れ組、と組、ち組、り組、ぬ組、る組、を組）／火の見櫓 13 か所／
 下谷広小路、浅草広小路（『台東区史・通史編 I』）
 町奉行所改革、町政機構改革、下層民対策、小石川養生所設立、風俗取締りなど
 ⇒大岡忠相の役割＝町奉行兼地方御用／大岡は東京都知事の原型（東京 23 区＋多摩地域）
 ▽大石学『享保改革の地域政策』（吉川弘文館、1996 年）
 ◇福川町「右町の儀者町御奉行大岡越前守様御勤役中、小石川養生所辻番請負人為助成、
 享保七寅年七月十日に被下置候砌、右町名も被下置候、尤年々諸役の儀は相除有之候」
 （『御府内備考』①307）

(2)首都圏再編

- ①新田政策の一つ＝大岡忠相－町奉行、寺社奉行、評定所一座、地方御用（じかたごよう）
 ②町奉行（のち寺社奉行）大岡忠相が地方御用を兼務→100 万都市に成長した首都江戸への
 野菜・穀類など供給機能を高める政策＝江戸⇄多摩の巨大サイクル形成
 ③田中丘隅、川崎平右衛門、蓑笠之助、青木昆陽など地方巧者集団を主導「御頭」
 ④延享元年（1744）6 月 20 日、大岡は地方支配の職の辞意を表明「私江御預之地方支配
 之儀、当御役被仰付候節先只今之通可勤旨御書付ニ而被仰付候ニ付、当時迄相勤申候得
 とも、若又上之思召ニ相違仕候儀も難計候、私儀ニ御座候得者一品も多御用相勤候儀、
 身之為難有義ニハ候得共、御勘定所当時殊之外よろしく罷成候得者、最早私方之地方之
 義元江御返し被下可然」（『大岡越前守忠相日記』）
 ⇒α 首都江戸を直接に支える地域（首都圏）として整備
 β 地域主体の開発を制限、幕府主体の開発へ
 γ 共同体的土地所有の解体と私的土地所有の成立（入会地の分割）

(3)鷹場制度の展開

- ①江戸周辺の複雑な支配体制「犬牙錯綜」－分散・入組
 ▽大石学監修・東京学芸大学近世史研究会編『高家今川氏の知行所支配－江戸周辺を事例
 として－』（名著出版、2002 年）
 ②江戸城城付地「武陽御膝元の百姓ハ御鷹野御用或ハ御用害（要害）の時節のため、他国
 の百姓と違、権現様ニも御憐愍を被為加御味方ニ被思召候」（「松平左近将監風説集」国
 立公文書館所蔵）
 ③鷹狩「鷹狩は遊娯の為のみにあらず、遠く郊外に出て下民の疾苦、土風を察するはいふ
 までもなし……一つには御摂生のため、一つには下民の艱苦をも近く見そなはし山野を
 奔駆し身体を労働して兼て軍務を調達し給はんとの盛慮にて」（『徳川実紀』）
 ④ 3 代将軍家光の鷹場整備
 ⑤ 5 代将軍綱吉と生類憐みの令＝鷹狩中止・鷹場制度の廃止（天和 2・1682～）「一惣而

武蔵野ニ不限、古来従公儀在々所々ニ芝地空地之分ハ、御鷹野場又ハ御狩場為御用地被差置候処ニ、天和年中以来御鷹野場相止候故、右芝野之内江猥リニ入会候ニ付」(木村礎・伊藤好一編『新田村落』文雅堂書房、1960年 p.76)

- a 元禄5年(1692) 喜多見 (世田谷区) 犬小屋-40疋ほど収容
 - b 元禄8年5月 大久保 (新宿区) 犬小屋-2万5000坪/四谷 (新宿区) 犬小屋1万8928坪余→元禄10年、大久保・四谷犬小屋は廃止
 - c 元禄8年10月 中野 (中野区) 犬小屋-9万1000坪、のち拡大して29万1600坪に(農民61名と宝仙寺から土地を渡す)「江戸中野と云所に犬小屋出来、毎日二万人宛之日用入由、依之駄賃馬払底、直段も高く」(『鸚鵡籠中記』)、犬は10万匹に達する
 - d 「壹之御囲」3万4538坪、「貳之御囲」5万坪、「参之御囲」5万坪、「四之御囲」5万坪、「五之御囲」5万7178坪(「(犬小屋御囲場絵図)」堀江家文書)
 - e 宝永6年(1709) 生類憐みの令の撤回とともに廃止
- ⑥正徳5年(1715) 府中領林場騒動「享保元年四月二十二日、去年七月武蔵国府中五村の農民等狼藉の事あるにより、代官所に召寄るといへども来らず、しかのみならず千五六百人党をむすび、兵具を携へ、家を破り、木を伐り、狼藉に及ぶこと奇代の珍事たり。御代々の制条にも、徒党を企るをもつて重禁とせらる。ことに御膝もとちかき所といひ、御料の地といひ、かゝる騒動をしろしめされざる事はあるべからずと、天下の貴賤みなこれをおもふべし。しかるに評定所一座の者尋常の事とこゝろえ、容易のはからひにて決せし事心得がたし」(『寛政重修諸家譜』⑧278) ⇒地域主体の開発による混乱

(4)吉宗の鷹狩・鷹場復活

- ①将軍吉宗と鷹場復活=享保元年9月11日、江戸より五里四方を将軍鷹場として一円的に支配/「御場」「御場所」(将軍の領域)
- ⇒「浅草寺地中金剛院門前……覚一当所近辺御鷹場にて者無御座候以上 文化元子年十二月廿一日 浅草寺地中金剛院門」(『御府内備考』①339)
- a 享保2年5月11日「はじめて亀戸墨田川の辺に御放鷹あり…けふの御道は、両国橋より麒麟といふ船を奉る」(『徳川実紀』⑧71)⇒ただし活動は墨田区側
 - b 享保3年4月2日「新造の御船にて隅田川に御遊あり」(『徳川実紀』⑧109)⇒同前
 - c 享保5年正月28日「けふ令せらるゝは、東叡(寛永寺)、三縁(増上寺)両山御詣の時、御道にそへる家々、窓に蓋(ふだ)をかくべし、御放鷹の時はかくるに及ばず、簾かゝげ、戸たてをくべしとなり」(『徳川実紀』⑧183)⇒鷹狩ルートの警備
 - d 享保8年7月11日「隅田川のほとりに御遊あり、漁を觀給ふ、またかしこにて徒士五十七人の水泳を聞せらる」(『徳川実紀』⑧311)
 - e 享保9年4月11日「隅田川のほとりに御放鷹あり、御みづから鶴を狩給ふ」(『徳川実紀』⑧183)⇒同前
 - f 享保14年7月6日「墨田川に御狩あり、この日前裁場にて、留守居、先手頭、鉄炮方、

与力の大銃の技をけしめ給ひ、はてゝ更に佐々木勘三郎孟成に命じて、烽をあげしめられ、また徒士の水泳を御覧あり、水泳は俄に仰下されしとぞ」(『徳川実紀』⑧503)

g 享保 18 年 3 月 16 日「葛西に御狩あり、浅草伝法院にやすらはせ給ひ、寺僧公英に時服五下され、それより川づたひに漁を御覧あり、伊奈半左衛門忠達が小菅の別墅(べっしょ)にて昼げまいり、御かへさ御みづから鴨を射給ふ」(『徳川実紀』⑧627)

h 「墨田河に狩せさせ給ひし時、たばなし給ふ鷹の鶴を捉ながら水に落ちたり、其ころは徒士等、いまだ水練の者もなかりしに、坂入半七某といふもの、そのまゝ川中にとびいり、鷹と鴨とを臂(ひじ)にしてあがりしかば、御けしきにうるはしく、なをはるかに狩くらし給ひ、とある農家に米あまた積でありしを御覧ありしを御覧ありて、こは何の為ぞとたづね給ふ、御かたはらの人、代官伊奈半左衛門忠達が貢米にこそと答ふ、さらばさきに鷹を据あげしものにとらせよと仰られて、その貢米四百俵をかのか者に賜はりしとなり、のち又この者を普代の御家人に加へられしかば、これより徒士はいふに及ばず、水練を習ふもの多くなりぬ」(『徳川実紀』⑨271)

②「筋」と「領」(御触回状の伝達、鷹場人足の負担、鷹場役人の宿泊費用の負担、鷹場役所への諸届取次、江戸城内で栽培する野菜類の種物・草木類・慰み物としての虫類などの江戸城上納)

③將軍鷹場(江戸半径 5 里)の外郭に享保 2 年御三家(尾張、紀伊、水戸)鷹場復活

④鷹場地域の一体化、同質化

a 「川崎領・稲毛領茂御場一同之義ニ御座候」(『大田区史・平川家文書 1』)

b 「御場所之儀者一躰之儀と奉存候」(東京都立大学所蔵堀江家文書)

c 「御鷹場者一統之事」(『武蔵国豊島郡角管村名主渡辺家文書』第 1 卷)

d 「御拳場(將軍鷹場)之名目ニ候上ハ一統之儀ニ付」「荒川北ノ領者一躰御拳場ニ付、平等之取計奉願上候」(『北区史・資料編・近世 2』)

e 「領内一統之平均ニ可致奉存」(『三鷹市史史料集』第 1 集 123 頁)

f 「右之分(蝮虫上納)御一統之割合ニ仕候」(同上 140 頁)

(5)行楽地の整備

①江戸東郊の隅田川堤(台東区・墨田区)、西郊の中野(中野区)、北郊の飛鳥山(北区)、南郊の御殿山(品川区) - 桜、桃、松、楓など/玉川上水小金井(小金井市) ⇒名勝・名所の創出

②江戸庶民の行楽地を將軍鷹場内に設定 ⇒ 「これ府内近きほとりに、名勝をひらきたまふべしとの御事とぞ。一説に、享保のはじめまでは、毎春花の時貴賤みな寛永寺に参り遊興せし程に、まく打まはし酒くみて、らうがはしかりければ、祖廟近きほとりにて、もしやみだりなる挙動あらん恐れなきにあらず、是府内に遊樂の地乏しきゆへなりとて飛鳥山を開かれしに、諸人それよりこゝにつどひあつまり、寛永寺はありしに比すれば大にもものしづかに成しと也」(『徳川実紀』⑨302)

IV 江戸城・江戸幕府と台東区域

1. 将軍家・江戸城との直接的関係

(1)将軍御成

①寛永寺

- a 享保 11 年 6 月 16 日「吉宗生母(浄円院)東叡山埋葬」(『徳川実紀』⑧407)
- b 享保 13 年 5 月 20 日「寛永寺の本坊に臨駕あり、これ日光山の御参、事なくはてし御いはひとぞ聞えし……」(『徳川実紀』⑧471)
- c 享保 13 年 5 月 8 日「吉宗詣東叡山家綱廟」(『徳川実紀』⑧500)
- d 享保 13 年 11 月 10 日「吉宗詣東叡山綱吉廟」(『徳川実紀』⑧485)

②浅草

- a 今戸町(いまだまち)「一御場先肝煎 名主市郎左衛門 右文政四丑年四月中御場先肝煎被仰付候旨、若年寄衆小笠原近江守殿え伺済の上、御鳥見組頭後藤与次右衛門申渡、野羽織帯刀御免、御扶持方式人扶持増、御手当壹人扶持被下置、相勤罷在候」(『御府内備考』①388)
- b 平右衛門町(へいえもんちょう)「一右平右衛門町名主の元祖平右衛門義は、右町草創人に有之、往古遠州浜松に住居の由、天正十八寅年申権現様御入国の節御供仕御当地に罷下り、当所に住居仕、元和二丙辰年月日不相知、浅草寺え御成の節御前へ罷出候処、此所町屋に取立可申旨蒙上意、町名の儀は平右衛門住居の地に候間、平右衛門町と付可申旨拝領被仰付候由、其時より名主役相勤来」(『御府内備考』①269)

c 並木町(なみきまち)「造花師 家持七郎兵衛 右七郎兵衛先祖往古は百姓にて凡寛永の頃より当所にて手遊商ひいたし候處延宝二寅年中死去仕、同人倅七郎兵衛引続同渡世仕来候由、其後三代目七郎兵衛儀貞享年中より造花渡世相始め候處、四代目七郎兵衛儀宝暦四戌年九月中、浚明院様浅草寺え被為成候節初て被為召出造花上覧有之当御代迄度々奉入上覧候…右上覧相済候得は先例銀壺枚宛拝領被仰付候」(『御府内備考』①320)

d 田原町(たわらまち)「齒磨売松井源水 浅草田原町三丁目半蔵店松井源水と申者往古より罷在、同所観音境内へ罷出、こま廻し・齒磨売渡世致居、享保十一年十二月十三日、惇信院様浅草筋御成之節、伊奈半左衛門様御掛にて、観音境内に於て初てこまの曲上覧有之、其後度々上覧有之、御褒美等被下置候……同十四酉年三月十二日、元文二巳年七月十五日、惇信院様浅草筋御成之節、観音境内にてこまの曲上覧有之、其度々為御褒美銀壺枚宛被下置候」(『御府内備考』①315) / 齒磨売松井源水「一延享四卯年十二月五日、寛延三年十月七日、同年十一月十三日、宝暦元未年九月廿七日、同四戌年六月十五日、同十一巳年十一月十八日浚明院様浅草筋御成之節、観音境内にて上覧有之、其度々為御褒美白銀壺枚宛被下置候」(『御府内備考』①315) / 齒磨売松井源水「一安永十丑年九月十九日、天明二寅年十月七日、同三卯年十月四日、同四辰年正月廿三日、同年九月十一日、同五巳年五月十三日、同年十月廿三日、同六午年四月廿一日、

公方様西御丸に被為入候節、浅草筋御成の節、観音境内にて上覧有之……文化十三子年八月廿一日、公方様、要之丞様、保之丞様御同道浅草筋御成の節、観音境内にて上覧有之、御褒美金貳百疋被下置候（『御府内備考』①315）

e 元旅籠町(もとはたごちょう)壹丁目「一はみがき売 居合拔 兵助 天明元年中より当町にてはみがき家業仕罷在候、然る處文化子年四月二日、浅草寺地面に於みて西の御丸様御覧に罷出候節、御用候刀刃にて九尺三寸御座候、御用相濟御褒美として白銀壹枚頂戴仕、当兵助にて二代相続仕候、御尋に付此段申上候、以上」（『御府内備考』①290）

f 新鳥越町(しんとりごえちょう)「一新鳥越町三丁目家持田中甚右衛門 右田中甚右衛門儀元禄元辰年より当町家持にて相続致罷在候処、文化七午年正月より御成御場所御伝板被入置候御蔵預り人に御鳥見方より被仰付、年々金貳百疋宛頂戴仕罷在候処、文化八寅年八月中、於御鷹野役所、御伝板年来世話いたし奇特之取斗有之候に付、子孫迄苗字可相名旨小笠原近江守様え被仰渡候段、古川山城守様被仰渡候趣、大貫次右衛門様御申渡有之候、一名主兵蔵……文政六未年十二月中於御鷹野役所御成御場所御用之節野羽織着用可仕旨、水野出羽守様被仰渡候段、遠山左衛門尉様被仰渡候趣、中村八太夫様御申渡有之候」（『御府内備考』①385）

(2)江戸城

①女性奉公 = 平右衛門町「一拝領地 町医師山本寿仙……右拝領地の儀は先寿仙伯母ふさ倉橋喜兵衛儀、権現様御代御賄頭相勤候処、御勤定不足仕候に付逼塞被仰付、御役名不知久世大和守様御差図を以、同断矢部四郎兵衛様被仰付候は、浅草平右衛門町に町人作兵衛上ケ地に住居仕候様被仰付、寛永十七年より右屋敷に罷在、同十八巳年十一月中、右喜兵衛儀病死仕候已後、同人妻ふさ儀寛永二十未年、御本丸え御奉公に被召出、其後ふさ義弟山本藤右衛門と申者と一所に住居仕候、夫より甥山本寿仙と申ものえ右屋敷譲り渡、寿仙倅より寿仙迄四代所持仕候」（『御府内備考』①270）

②池之端七軒町(しちけんちょう)「一町屋舗 間口二拾間 奥行三拾間半 光寿庵総寧寺持 但同町東側の内に有之候、古来方里俗須山店と唱申候、右者蔵有院御代、御城に御奉公被相勤候須山と申女中拝領被致候処、其後松姫君様加州え御入興の節御附に被為仰付候処、姫君様御逝去の節雜髪被致、光寿院と被申御扶持頂戴、右拝領七軒町屋敷に住居被致候処、御同人義下谷通り新町に表間口拾四間、裏行拾五間の町屋敷所持被致候処、湿地に付迷惑被致候に付右七軒町屋敷と振替の義被相願候処、其砌願の通被為仰付、七軒町の町家舗は須山殿代方抱屋敷に相成申候、須山殿事光寿院と被改暫住居被致、其後享保六辛年三月廿六日病死被致、上野護国院え相葬被申候由、其後光寿院姪美津と申女中、常憲院様御代御城に御奉公被相勤候処、鶴姫君様紀州え御入国の節御附に被仰付候処、姫君様御逝去の後剃髪被致徳相院と申、是又右七軒町屋敷に拾四五年も住居致、享保十九甲寅年五月廿六日病死被致候に付、駒込江岸寺え被葬候由、右両尼遺言も有之候に付、其砌須山殿養女にて御城に御奉公被致候おひさ殿儀、横山殿兵衛様え御縁付有之

候由、此御女中と右徳相院とは実の姉妹にて有之、特相院存生の内右地面国府台総寧寺え讓被置候由」(『御府内備考』①493)

- ③祝儀能見学＝旅籠町壹丁目代地「御公儀様御祝儀御能有之節、本所林町三丁目町人共も拜見、私共町内より割合札訳遣罷出申候」(『御府内備考』①277)／瓦町「只今は以町人御能拜見の節は、右林町の代地の分家主共えも札差遣、当町え相籠拜見罷出申候」(『御府内備考』①278)

2. 幕府施設

- ①医学館「医学館は新シ橋通りに在り、明和二年、奥御医師多紀安元が志願に依て、医道修行の為に医学所を取建ん事を願ひ上しかば、同き五月廿五日、佐久間町式丁目御預り明地元測量所跡地の内千五百十八坪の所を賜ひ……文化三年三月火災にかゝりし後、同年今の地に移転せらるといふ、明和二年医学館成し時の御触書及安永二年類焼後再建寄附銀の事、天明六年寛政三年命ぜられし医学教育条例等の事は、その頃の達書に見へたれば全文を左に録す、明和二乙酉十二月七日松平右近将監殿御渡 医学館神田佐久間町奥医師多紀安元 右安元義此度相願右の場所にて医道致講釈、御医師の子弟并陪臣医師、町医師惣て医道に志之輩石医学館え罷越候儀勝手次第の事、右之趣向々え可被相達し候、安永癸巳年五月七日酒井石見守殿御渡 御目付え 寄合医師多紀安元義、医学館類焼に付、再建致し医道講釈是迄の通取立度候得ども、自力に及兼候に付て江戸中医師より寄附銀有之様に致度旨相願、尤当時学館え出席不致面々、子孫に至り出席も可致に付、何れ共年々壹式欠づゝ寄附有之候様相願候に付て願の通申渡候、右寄附銀員数御医師の分者存寄次第、其外尾医師の弟子并陪臣医師・町医師惣て江戸中医師よりは式欠を賜り年々寄附銀差遣候様可致候、五月 天明六丙午正月十二日 安藤対馬守殿 多紀安元医学館再建有増出来に付、以来毎年二月中旬より五月中旬迄百日の内、諸医師の子弟并医道に志有之候者は医学館の内学舎の中に為致止宿、医学教育致候間望の者は可罷越候」(『御府内備考』①413)
- ②聖堂蹟「寛永十年、於豊島郡上野聖堂創立あり、今の東叡山中車坂の方その旧地なり、此処の門を後の世迄も道春門などいへり」(『御府内備考』①423)
- ③御米蔵「浅草橋より北へ達する大路の東側、大川に沿てあり、御構の内式万七千九百坪、元和六年(1620)新に建させらるといふ、此御蔵成し後は里俗此大路を蔵前通りと称す」
「万治二年七月二日、甚雨疾風にて浅草御蔵へ水入ければ、下より式俵通り濡けり、四拾年以前も(元和5年)かくのごとく、其後地形五尺築上らる、しかれ共此後又二俵通り水つきければ、其時より猶大水としらるといへり」
「後年、按に享保の始なり、浜町矢の倉に有し御倉をもこゝに移されしといふ、よりにて御蔵中の御門の辺に谷野御蔵稻荷と称する社あり」(『御府内備考』①247)
- ④御厩跡「御米蔵構の内北に寄たる処を云、その始りし年月を詳にせず」(『御府内備考』①267)

⑤書替所ニケ所「一は御蔵前通り東側にあり、一は新堀端の東岸にあり…御切米、御扶持、御役料等の手形書替の役所にして書替奉行二人して是を預れり」(『御府内備考』①247)

⑥水稽古小屋場「毎年土用前より八月中旬まで、諏訪町河岸に十二ヶ所並び造れり、正保日記に、四年六月九日隅田川へ御船にて渡御、浅草川端に仮屋掛り、近習・外様・御歩行衆まで段々水練上覧あり、同月廿五日隅田川へ御船にて渡御、御扈従の人々水練を被仰付、加賀守を召て歩行者には水練達者希に見ゆ、歩行頭共に申渡し、向後毎年川端に小屋を掛て、非番の者は毎日游を稽古可仕旨申渡せとの上意なり、自是御歩行の面々水練に精を入と云々、是水泳小屋稽古の初なるべし、昔の事は詳ならず、寛政年中より毎日一人づゝ小屋に出座して見分せり」(『御府内備考』①264)

⑦川船番所「橋場渡船場より壱町許南の河岸にあり」(『御府内備考』①254)

⑧頒曆調所「又測量所と云、猿屋町の東の方、新堀と三味線堀との間に在り、里俗天文台と呼べり、元は牛込薬店と云所に置れしが、天明二年六月朔日、当所に移さると云」(『御府内備考』①250)

3. 拝領屋敷=公務員宿舎

①御蔵前片町代地「一拝領屋舗 御本丸御奥医師 栗本瑞雲 一同 御書院番堀田伊勢組 組山崎主水 一同 御役者一曾又六郎 一同 御本丸御奥御用医師 土生玄碩」(『御府内備考』①276)／瓦町続横町「一拝領町屋敷 表田舎間四間四尺五寸 西丸関根又五郎 斎藤長三郎 一拝領家舗 目黒駒場御薬草方 植村左源太 一拝領屋舗 寄合医師 上領玄碩 一拝領屋舗 西丸御裏御門番同心 田尻吉兵衛」(『御府内備考』①279)／御蔵前片町「一拝領屋舗 御本丸御奥医師 栗本瑞見 一同 御鞆師 長浜仙之助 一拝領屋舗 西御丸御納戸御綿御用達 千賀半七」(『御府内備考』①284)／諏訪町「一拝領屋舗 西丸奥御医師 吉田梅庵 一拝領屋舗 御目医師 赤松休庵 一拝領屋舗 御本丸坊主 幸田利三」(『御府内備考』①303)

②浅草陸尺屋舗「一円に里俗朝鮮長屋と唱候、但是は先年朝鮮人来朝の節、東本願寺内え朝鮮人被差置候御小屋有之、右御払に相成候節、右材木買請家作致候ニ付、其比より朝鮮長屋と相唱候」(『御府内備考』①305)

③下谷同朋町(したやどうぼうちょう)

「一拝領町屋舗百四拾坪余 表坊主 小谷宗意 一同百五拾六坪余 西丸表坊主 中山長順 一同百拾壹坪 御用部屋坊主 江口休意 一拝領町屋舗百六拾貳坪余 御数寄屋坊主 大沼永寿」(『御府内備考』①475)

④下谷長者町一丁目「一拝領町屋舗九拾九坪余 奥坊主 岡部雲跡 一同百四拾七坪余 西丸奥医師 人見又玄 一同百拾九坪余 御溜り御用達 横山清助 一百七拾九坪余 御能役者 金春惣右衛門 一七拾坪余 御指物師 椎名忠右衛門 一同 御細工師 徳岡東四郎」(『御府内備考』①477)／長者町貳丁目「一拝領町家舗百坪 表坊主 長坂清寿 一同百貳拾坪 御糸花師 二達木九左衛門 一六拾九坪余 御鞆師 斎藤瀧三郎

一六拾九坪余 御弓師 近藤善次郎 一六拾九坪余 御弦師 近藤善次郎 一六拾九坪余
御刀鍛冶 山村勘左衛門 一百貳拾八坪余 御鞆師 柏倉岩甫 一百貳拾八坪余
御桶師 細井藤十郎」(『御府内備考』①477)

4. 公的施設

- ① 札差御改正会所「按に札差と云者の起りを詳にせず、茅町二丁目名主利左衛門が書上には寛文頃より始りしならむと記したれど、札差伊勢屋四郎左衛門寛永年中瓦町に移住しその頃より札差やうの事仕来りしといひ、且承応元年以後は御米渡も夏冬二季に定められしなれば、当時小給の輩相對の好をもて、米金請払の事町人に託せしならん、その後年を追てその例多く、寛文の頃は御旗本の類まで推なべて町人に託せしなるべし、改て札差と云もの定まりしは、享保九年よりの事なり、其時札差人数百九人にて、向後この札差の外猥に札差いたすまじき旨町奉行より申渡せしと也、その始末は利左衛門が書上に載たれば全文を左に記す(文書略)享保八辰年中より相続仕候札差共名前 べ貳拾六人」(『御府内備考』①250)
- ② 銭座蹟「橋場明神社より東北の方なる田間にあり、広一町半許の地にして、今も銅気残りて耕作する事を得ず、寛永十三年丙子五月、武州浅草橋場に於て寛永通宝銭を鑄る…寛永銭は寛永十三年に始て鑄しより、猶今の世に至るまでこれを用ゆ」(『御府内備考』①266)
- ③ 銅吹座蹟「正徳四年五月十三日、浅草諏訪町銅吹座にて、銅漾し吹改仰付らる」(『御府内備考』①266)
- ④ 猿屋町(さるやちょう)「寛政六年寅年二月中、御廻米会所に相渡り申候……寛政元酉年十二月中札差御改正会所え相渡り申候」(『御府内備考』①282)
- ⑤ 江長伯御預り薬草植場二ヶ所(『御府内備考』①253)
- ⑥ 桐苗植付場三ヶ所(『御府内備考』①253)
- ⑦ 御用油製所 附砂糖製法所続(『御府内備考』①253)

V 上野寛永寺をめぐる—「首都江戸」の権威化—

▽京都権威・文化の複写(コピー)

- a 「寛永元年秀忠将軍(ママ)が創建し、慈眼大師が開基したもので、忍ガ丘を比叡山、不忍池を琵琶湖に擬し、清水観音、弁天の祠などを建て、延暦寺になろうて時の年号を寺の名にしたものである」(若月紫蘭『東京年中行事』平凡社東洋文庫、1968年、②264)
- b 「当山の座主[法親王]には常に在位天皇の皇子などが政治的理由に基づき迎えられていた。徳川の支配者にとっては幕府と京都の朝廷の間で一朝ことある場合には、いつでもこの宮の名を奉じて全国に号令できることとなるので、有益だったのだ。上野 [寛永寺]の最後の座主は旧幕府によって法位に就任するよう求められ [幕末維新の混乱期には]

会津へと動座されていたが、幕府側の敗北で現在の君主からそのまま解任され、ドイツへ留学するに至った。彼は現在北白川宮〔元伏見宮能久よしひさ親王〕という名で知られている。数々の寺塔が残っているこの庭園は一般に開放され、向島とともに桜の名所となっており、四月初旬の晴れた午後には江戸市中から花を鑑賞に人が集まる……丘を登っていくと京都の清水寺をまねて『うつし』建立された『清水堂』があつて中には千手観音が祀られている」（アーネスト・サトウ編著・庄田元男訳『明治日本旅行案内・東京近郊編』平凡社東洋文庫、2008年、p.82）

- c 日本堤(台東区)「聖天町木戸際より三之輪町まで長拾三町余の堤也、洞房語園云、此堤は元和六年庚申、台命ありて在府の諸侯家々の忞職を立、前後六十余日にて成就したりとて、かく日本橋とは名付しと、或云此堤箕輪へつゞきて凡八丁あり、ゆへに世には八丁縄手とも云、此堤六十六日にて築き終りしゆへ日本堤の名ありと、紫一本云、日本国の国主城主集りて築給ふ、江戸へ水除の土手なればかく名付しと、再校江戸砂子云、此堤は荒川水除の為とて三谷より此曲輪に至まで先は二道に分れ二本横たへる橋に似たれば二本橋といひならはせりと、此諸説何れが正しきを詳にせず」（『御府内備考』①257）
- d 人の移動⇒下谷・屏風坂下車坂町(台東区)「一上野御木具師 下谷車坂町 家持山城 右先祖の儀は山城国生にて吉兵衛と申者にて、南海坊(天海)大僧正様御下りの節御供仕罷下り、東叡山本覚院に被為在候節、於御長屋木具類御用向相勤罷在、尤御家来に有之候由に御座候、正保年中久遠寿院宮様御下向の節、庄左衛門と申者御供仕罷下り、其後此者吉兵衛養子に相成、享保六丑年、大明院宮様御題号被為遊候法花経八軸、左の宝塔御当山浄明律院え寄附仕、唯今に至迄相勤罷在候、三代目庄兵衛事山城義御扶持方頂戴仕、元文二巳年右山城と申呼名御免被仰付候」「一上野御麩御用 清右衛門 右先祖の儀は寛文年中、本照院宮様京都より御下向の節、御供被為仰付罷下り、御麩御用被仰付候、天和三癸亥年御用札拝領仕候」（『御府内備考』①432）
- 下谷・坂本町(台東区)「一庄兵衛店平右衛門 右平右衛門元祖は江州叡山坂本に罷在候て、寛文年中本照院宮様京都より御下向の節御供仕罷下り、御豆腐御用被仰付罷在候處、其後天和三亥年金御紋御用掛ケ札被為仰付、現平右衛門迄御目見被為仰付、私迄七代相続仕」（『御府内備考』①462）
- ⇒2代久遠寿院=公海、3代本照院宮=守澄法親王、5代大明院宮=公弁法親王
- e 日本橋・元吉原(中央区)元和3年・元吉原「江戸町壹丁目 右江戸町と名付候事は、御一統の後初て開基仕候けいせい町故、御江戸御繁昌に従ひ此町も余慶を奉蒙候様にと祝ひ申候て江戸町と名付申候、最初柳町に罷在候者共、当町え参り申候、名主甚右衛門義も当町に罷在候」「同式丁目 右式丁目 鎌倉河岸に罷在候もの共此丁え移申候」「京町壹丁目 右京町は麩町に罷在候けいせい屋共引越申候、皆々京都より参候者に候間京町と名付申候」「同式丁目 右は御当地御繁昌に付吉原町開基の由を承り、上方のけいせいや共罷下り此丁え移り候もの多く御座候、一兩年遅く町作り候間新町共申ならはし候」「角町 右角町は京橋の角町よりけいせい屋共拾人計引越申候故、直に角町と名付申候、

但寛永三年丙子年中の町造り出来仕候」(『御府内備考』①408)

⇒明暦大火後、浅草・新吉原(台東区)において境町と伏見町が成立「右伏見町の儀も境町を取立候節、同時に新道に作り伏見丁と名付申候、其比江戸町式丁目の年寄とも多は生国伏見界の者共有之候故、右の新吉原故郷の名を付申候」(『御府内備考』①408)

【参考】施設のコピー

①上野寛永寺(台東区)

- a 寛永寺建立「大僧正天海が願により、忍岡の地を給はりて伽藍を創建せしめらる、その旨趣は、むかし桓武天皇平安城に定期の時、伝教大師(最澄)皇城の鬼門叡山の霊地をいとなみ、帝都の鎮護として、千有余年皇祚長久を祈り奉る事、いまにおみて怠らず、いまこれに準擬(真似ること)するに、忍岡は江城の鬼門たり、その地の霊勝かの叡山に減ぜざれば、こゝに七堂伽藍を経営し、国家安全、武運繁栄を祈らんとぞ聞えける、よつて其請に任せられ、大御所の御座所を賜はり、本院を経営し、別に費用銀五万両下さる、尾邸は常行堂、紀邸は法華堂、水邸は輪蔵を営まれ、藤堂和泉守高虎は神祖の御宮、回廊、供所、護摩所、酒井雅楽頭忠世は石鳥居、土井大炊頭利勝は五重塔、鐘楼、酒井讃岐守忠勝は本地堂、堀丹後守忠寄は祇園堂、永井信濃守尚政は仁王門を創建し、釈迦堂、多宝塔、三十番神社、清水観音堂、求聞持堂、弁財天堂、食堂、慈恵大師堂は天海自ら経営す、子院は上乘院を尾邸にてつくられ、真如院は紀邸、寒松院は和泉守高虎、常照院は加賀宰相利常、凌雲院は丹後守直寄、明静院は越前伊予守忠昌、一乗院は鍋島信濃守勝茂、青龍院は松平但馬守長晟、現龍院は稲葉丹後守正勝(今は松平土佐守忠義再興せしところなり)、東漸院は水谷伊勢守勝隆、東園院は松平越中守定綱、津梁院は津軽越中守信枚、元光院は神尾備前守元勝、松林院は松平周防守康重、普門院は松平阿波守忠英、吉祥院は中山備前守信吉営み、山王社并に別当本覚院は鎮護国家の祈禱所たる故に、天海みづから営み、有馬左衛門佐直純、細川越中守忠利にこれを助け、涼泉、護国、修禅、無量、実勝、覚成、泉龍、普広、明王、溪樹、常德寺の子院は、みな私に営みしとぞ、天海が別伝によれば、慶安年中にいたりて、東叡山寛永寺圓頓院の勅号を給はり、永く比叡、日光にならびて三山の目定めしとぞ」(『徳川実紀』②353)
- b 不忍の池「東叡山の西の麓にあり、江州琵琶湖に比す、不忍とは忍の岡に對しての名なり、広さ方十丁ばかり、池水深うして旱魃にも涸ることなし、ことに蓮多く、花の頃は紅白咲き乱れ、天女の宮居はさながら蓮の上に湧出するがごとく、その芬芳(ふんぼう)遠近の人の袂を襲ふ」(『新訂江戸名所図会』⑤47、ちくま学芸文庫、1997年)
- c 中島弁財天「不忍の池の中島にあり、当社は江州竹生島のうつしにして、本尊弁財天および脇土多聞(きょうじたもん)、大黒の二天、ともに慈覚太師(円仁、794~864)の作なり、社伝に曰く、往古東叡山草創のとき、慈眼大師(天海、1536~1643)この池を江州の琵琶湖になぞらへ、新たに中島を築き立てて、弁天の祠(やしる)を建立せられしと云々」(『新訂江戸名所図会』⑤53、ちくま学芸文庫、1997年)

- d 清水観音堂「京師清水寺（みやこせいすいじ）に比して舞台造りなり、この辺ことさら桜多し、本尊千手大悲の像は、恵心僧都（源信、942～1017）の作にして、主馬盛久（しゅめもりひさ）が守り本尊なりとぞ」（『新訂江戸名所図会』⑤65 ちくま学芸文庫 1997 年）
- e 「寛永元年秀忠將軍（ママ）が創建し、慈眼大師が開基したもので、忍ガ丘を比叡山、不忍池を琵琶湖に擬し、清水観音、弁天の祠などを建て、延暦寺になるうて時の年号を寺の名にしたものである」（若月紫蘭『東京年中行事』平凡社東洋文庫、1968 年、②264）
- f 「当山の座主〔法親王〕には常に在位天皇の皇子などが政治的理由に基づき迎えられていた。徳川の支配者にとっては幕府と京都の朝廷の間で一朝ことある場合には、いつでもこの宮の名を奉じて全国に号令できることとなるので、有益だったのだ。上野〔寛永寺〕の最後の座主は旧幕府によって法位に就任するよう求められ〔幕末維新の混乱期には〕会津へと動座されていたが、幕府側の敗北で現在の君主からそのまま解任され、ドイツへ留学するに至った。彼は現在北白川宮〔元伏見宮能久よしひさ親王〕という名で知られている。数々の寺塔が残っているこの庭園は一般に開放され、向島とともに桜の名所となっており、四月初旬の晴れた午後には江戸市中から花を鑑賞に人が集まる……丘を登っていくと京都の清水寺をまねて『うつし』建立された『清水堂』があつて中には千手観音が祀られている」（アーネスト・サトウ編著・庄田元男訳『明治日本旅行案内・東京近郊編』平凡社東洋文庫、2008 年、p.82）

②下谷池之端仲町(台東区)

「一勸学屋大助 右大助方錦袋圓薬店の儀、山城国宇治黄檗山天真院了翁諸山え一切経奉納の志願有之、寛永五年に相開其以余情志願相立一切経を求め、寛文十年不忍池弁天之北之方島を築、経蔵相立奉納仕、又貞享元年に東叡山今の学寮を建立いたし、右弁天え奉納の一切経を移し替、元祖了翁台密禅三宗の霊場七ヶ所宛え二十一全蔵経を奉納仕候、右に付貞享二年従日光御門主様了翁え勸学講院権大僧都法印の号を賜り、又勸学寮と申名被下置勸学屋と相名付、開基了翁代方所々寺院え唯今に金四百両余奉納仕候」（『御府内備考』①487）

▽享保改革期の展開

- a 享保 5 年 8 月 3 日「日門（日光門跡）に戸田山城守忠真御使して、仰つかはさるるは、先代の霊廟、御世数も重れば、次第に御廟数多くなりゆくを、こと／＼く建らるべきにあらざれば、今より後、いさゝか修理加ふるは格別、構造をばとどめられ、御廟数減ぜらるべし、霊牌所もいふまでもなくこれに准ぜらる、されば此度大猷院殿の霊廟災にかゝりしかば、再び营造あるまじきにより、霊位は嚴有院殿の廟に移し入らるべし……又増上寺をめして、同じ御旨を仰下さる……」（『徳川実紀』⑧201）
- b 享保 5 年 8 月 16 日「常憲院殿の御法会東叡山に行はるゝ度ごとに、三縁山にてもおなじく行ひけるが、既に文昭院殿、有章院殿の御法会、増上寺にて行はれしとき、東叡山にては行はず、しかれば常憲院殿の御法会のみ両山にて執行あるべきにあらずとて、此

- 度より増上寺にて行ふ事を停廢せなる」(『徳川実紀』⑧203)
- c 享保8年12月11日「けふ令せらるゝは、東叡三縁両山御詣のとき雨ふる時は、各所城内の橋、泥土にまみれざるやう、先だちて筵を敷しが、今より後はやめらるるにより、其旨心して、交代の時、をこたらずいひをくるべしとなり」(『徳川実紀』⑧320)
- d 享保8年12月11日「けふ令せらるゝは、これまで御狩のとき雨ふれば、供奉の輩菅笠用ゆることのみ、御ゆるしありしが、今より後は、雨傘もゆるし給ふべきにより、賄方より御狩場まで、傘をくるべしとなり、また東叡三縁の両山、其他いづれの地にならせ給ふにも、同じく御ゆるしあるべしとなり」(『徳川実紀』⑧344)
- e 屏風坂下車坂町(くるまざかちょう)「一上野御木具師下谷車坂町 家持山城 右先祖の儀は山城国生にて吉兵衛と申者にて、南光坊(天海)大僧正様御下りの節御供仕罷下り、東叡山本覚院に被為在候節、於御長屋木具類御用向相勤罷在、尤御家来に有之候由に御座候、正保年中久遠寿院宮様御下向の節、庄左衛門と申者御供仕罷下り、其後此者吉兵衛養子に相成……一上野御麩御用 清右衛門 右先祖の儀は寛文年中、本照院宮様(守澄親王・輪王寺宮)京都より御下向の節、御御被為仰付罷下り、御麩御用被為仰付候」(『御府内備考』①432)
- f 坂本町(さかもとちょう)式丁目「一庄兵衛店平右衛門 右平右衛門元祖は江洲叡山坂本に罷在候て、寛文年中本照院宮様(守澄親王・輪王寺宮)京都方御下向の節御供仕罷下り、御豆腐御用被仰付罷在候」(『御府内備考』①462)
- g 上野仁王門前町(におうもんぜんちょう)「一拝領町屋敷六拾六坪 上野御本坊御大工西川丹後 同御用達商人 甚右衛門(以下4人略) 一拝領町屋敷百三拾五坪 久下田屋忠蔵……仁王門前上野御家来屋舗 一東側拝領町家舗六拾六坪 杉本音門 一同六拾六坪 須藤順泉 一同八拾五坪 憲院様御霊屋御掃除頭 斉藤勘四郎 一同八拾五坪 大猷院様御霊屋 御掃除頭 原田十右衛門 一同六拾六坪 東叡山中座役 永井清林 一同七拾六坪 御本坊御吟味役所掛り 中堂役人屋舗」(『御府内備考』①471~473)
- h 上野新黒門町(しんくろもんちょう)「一七郎右衛門 右七郎右衛門方元和人参と唱候義は、長谷川安清と申者の先祖長谷川和泉と申者、高麗御征伐の節武功を以て月池翁人参伝記并朝鮮人参の種を取候義壹人伝来り候に付、本朝人参出生を安清方御役所書留無之御訴訟申上、元禄三年七月廿日御免許有之候処、同十一寅年十二月十日安清居宅致類焼難義の節、式代目七郎右衛門義厚致養育候為謝礼、人参造作製法諸事算用十に割四分の徳用可相渡旨、元禄十二卯年堀越七郎右衛門殿長谷川安清と認候証文壹通、并人参沽場江戸・京・大坂国々貴殿壹人に申渡候間、土性楔人参のため宜敷可致旨前書同様の月日証文壹通、外に京都駒井半兵衛・同五兵衛と申もの売弘徳用割合相下し可申旨、元禄十五年閏八月二日右安清・七郎右衛門兩人宛名の証文壹通有之、御当地にては七郎右衛門方壹軒に限り、和人参売場と申相弘候前、追々紛敷人参致製法候もの有之、自然渡世も薄く相成、享保の頃方相止候趣申伝候、尤証文類三通は只今以持伝申候、長谷川安清居所并右銘式の義相知不申候」(『御府内備考』①479)

- i 山下火除明地「東叡山の側なれば山下と呼べり、元文二年火災の後、山内火除の為として明地になし定めらる、その詳なる事は明地預り下谷町壹丁目・二丁目・車坂町より出せし書上にみへたり、其全文下に載す、当所は両国橋広小路と同じく種々の見世物やうのもの及土弓場を設け、又壹荷売の商人常につとひて殊に賑はへる地なり」(『御府内備考』①419)
- j 不忍池「不忍池は見はたし三四丁ほど、源は谷中千駄木の谷々の流をうけたり、往古は下谷の岡村々の用水池といへり、昔此辺萱蓮おひ茂りて道の境も分ざるに、此池ばかり顕れて見へたるゆへ忍ぶ事のあたはざるの心にて不忍池と云ふ」(『御府内備考』①416)
- k 池之端仲町「一勤学屋大助 右大助方錦袋圓薬店の儀、山城国宇治黄檗天真院了翁諸山え一切蔵経奉納の志願有之、寛永五年に相開其以余情志願相立一切経を求め、寛文十年不忍池弁天之北之方、島を築。経蔵相立奉納仕、又貞享元年に東叡山今の学寮を建立いたし、右弁天え奉納の一切経を移し替、元祖了翁台密禅三宗の靈場七ヶ所宛え二十一全蔵経を奉納仕候、右に付貞享二年従日光御門主様了翁え勤学講院権大僧都法印の号を賜り、又勤学寮と申名被下勤学屋と申名付、開基了翁代方所々寺院え唯今に金四百両余奉納仕候、寛永五年本多弾正少弼様寺社御奉行の節、無故障薬店永続仕候様被仰渡候、猶又町内へも麓略不仕候様被仰渡候、依て当薬店天真院召仕地主代大助と申名目にて町内人別に相加り申候、尤天真院代として役僧一人相詰罷在候」(『御府内備考』①487)
- l 池之端仲町「一御成先御用 竹細工 町内新五郎店平蔵 一寛政年中 亀井戸筋 西丸様御成先御掛り御鳥見 杉浦五郎左衛門様 一年月不相分深川八幡 同御成先御掛り御鳥見 水野谷又助様 一同亀井戸筋 同御成先御掛り御鳥見 吉田金次郎様 一同王子筋 同御成先御掛り御鳥見 西江岩蔵様 一同大川筋 同御成先御掛り御鳥見 後藤釜五郎様 一同浅草筋同 御成先御掛り御鳥見 御同人 一同亀井戸筋 同御成先御掛り御鳥見 御同人 一同王子筋 同御成先御掛り御鳥見 御同人 一同御浜 同御成先御掛り御鳥見 御同人 一同 同御成先御掛り御鳥見 御同人 右西丸様御成先御用相勤、其度々水からくり細工物献上仕候に付、為御褒美白銀壹枚頂戴被仰付候旨、御掛り御鳥見方々被仰渡候、尤右御浜御成両度は御褒美無御座、其後度々西丸様御成先御用相勤候得共年月等相分り不申候、一御成先御用 焼物師 町内清兵衛店庄次郎 一文政四巳年七月廿一日御浜 御成先御掛り御鳥見 後藤釜五郎様 一同年七月晦日 御本丸 御用御掛り御鳥見 御同人 一同年九月晦日 同 一文政五午年八月四日染井筋 御成先御掛り御鳥見 御同人 一文政六未年九月廿一日王子筋 御成先御掛り御鳥見 御同人 右御成先御用相勤、其品御買上に相成候、一手遊小細工物 町内家主仙助 一文政十二亥年三月十八日王子筋 西丸様御成先御掛り御鳥見 吉田弥一郎様 一文政十三子年八月中浅草筋 御成先御掛り御鳥見 松高藤右衛門様 右御成先御用相勤 尤浅草筋御成の節は要之丞様、保之丞様御同道被遊、細工物奉入御覧候に付、為御褒美金百疋頂戴被仰付旨、御掛り御鳥見方松高藤右衛門様被仰付候、其後両御丸様御成先御用相勤候得共、年月等委敷義相分り不申候」(『御府内備考』①488)

1. 浅草寺

- ①南馬道町(みなみうまみちまち)「一町内之儀は往古より浅草寺境内町屋にて、本坊并境内向掃除等致、不何事諸役相勤罷在候町人共に御座候処、為助成観音境内え罷出、櫃(はこ)を置楊枝并線香等致渡世罷在、其頃より住居致候者共貳拾九人に有之、往古より名主義も馬道町并境内共両支配仕候儀に御座候、家持町人廿九人之内重立候者両三人、組頭と相唱境内諸向相勤来申候、右貳拾九人之者共追々親類又は縁者等の者代りに差出、渡世為致候儀にて御座候、依之馬道町家持貳拾九人之儀は櫃親と相唱、代りに罷出渡世致候ものは櫃子と相唱来申候、尤貳十九人楊枝見世、茶見世之儀は境内諸用相勤候に付役見世と相唱無地代にて渡世仕候、且境内市両日、市商人共地代之儀も古来より馬道町町人共え浅草寺より被下置、境内向諸入用取賦并馬道町町入用え差加へ相成申候、尤旧記等致焼失、年号等相知不申候に付申伝に御座候」(『御府内備考』①334)
- ②南馬道新町「一浅草餅売 安兵衛 私先祖浅草寺御地内餅商売仕、御出入等致罷在候、其後享保十一丙午年、伝法院僧正公英様より名物金龍山浅草餅と申名代豎看板御認め被下置、秘蔵仕、当時商売仕罷在候……讓証文事 一我等伯父玄性下谷池之端にて錦袋圓と申葉、見世取立申候に付、我等名幼少の時より大助と申候に付、勸学寮大助と名題看板を打売出し、我等儀者武士御家舗寺々迄世利売仕、夫より世上売渡り、上野学問所え葉代金相付、又経蔵取立申候、伯父と一緒に罷出候処、私事子細有之池之端を立除き、則当所観世音御地内錦袋圓売葉唯今迄三十年余出し置申候、然共年寄殊に手前不勝手故、私子供とも養育被下候御約束にて、右名題貴殿方え讓渡申候、然る上者私相果申候、其子供儀御養育可被下候、為後日讓証文仍而如件 正徳三年巳五月十七日 讓主勸学寮根元 大助 安兵衛殿」(『御府内備考』①336)
- ③黒船町(くろふねちょう)「慶長年中家康公唐船を作らしめ賜ひ、浅草川の入口につなかせ賜ふ、この唐船は伊豆国伊東ちいふ渡邊の在所に川あり、是こそ唐船作るべき地形なりとて、その浜の砂の上に柱をしき台とし、其の上に船の敷ををき、半作のころより砂を掘上、敷台の柱を少づゝあげ、堀の中に船ををき、この船海中へうかべる時に至て河尻をせきとめ、その河水を船のある堀へ流し入、水の力をもて海中へをし出すなりと、此船後に江戸へ来りしにや、江戸案内図を見るに、両国橋の東の方に唐船といふものをつなきをける図あり、是ならんか、しからは延宝の頃までもありしなり、こゝにいふ黒船はもしこの船の損せしを上をきしよりの名にや、いまだまさしき事は知らず」(『御府内備考』①295)／黒船番屋跡「黒船町の伝へに、往古此辺武州豊島郡峽田領石浜庄と唱へし土岐、阿蘭陀黒船来り、其後正保四丁亥年にも黒船町と唱へしといへり、いかなる故にや詳にせず、慶長年中、黒船船頭の長御目見被仰付御掟書を賜はる、外国の通信をゆるさるその御旅宿の所なりき」(『御府内備考』①267)
- ④三十三間堂跡「浅草坂本町及新寺町龍光寺の辺、なべて堂地なりと云、よりに今もその地を里俗堂前と称せり、射術の達人吉田出羽守重政六代の孫衆助重信壮年なりし頃、寛

永二十年四月廿二日、此三十三間堂落成し、台命を蒙り射始の式を執行すといへり、其後元禄十一年類焼せし時、堂地御用として召上られ、代地を今の深川八幡辺にて賜ひしとなり」(『御府内備考』①247)

⑤日本堤「此堤は元和六年庚申、台命ありて在府の諸侯家々の怔職を立、前後六十余日にて成就したりとて、かく日本橋とは名付へしと……此堤六十六日にて築き終りしゆへ日本堤の名ありと……此堤は荒川水除の為とて、三谷より此曲輪に至まで先は二道に分れ、日本横たへる橋に似たれば日本橋といひならはせりと」(『御府内備考』①257)

⑥森田町(もりたちょう)「寛政五丑年三月中武州多摩郡中野辺村百姓三右衛門甘蔗植付場ニ拝借地被仰付、右場所内并往還道半分、異変其外取斗等之儀は願人方ニ而引請罷在……猶又寛政九巳年五月中、武州東葛西領小石川村百姓源次え引請、甘蔗植付場拝借地ニ被仰付」(『御府内備考』①287)

⑦浅草海苔由来記「その世の人、浅草寺の薩埵(さつた)の靈験より生ずる所の海苔なるゆへに浅草海苔と称す……然るに此海苔七百余年を経るぬれとも変せらる所に、元禄十六癸未霜月廿三日寅刻、関東大震して……地変してかいがら埋み海苔生せず、名高き名草の根たへたり、然るに翌宝永元甲申二月廿八日大雨して出水する事おびたじし、其時浅草川より檜の木の小木流れ出、品川南大森の海の沖に益木(まさき)が瀬といふ所あり、その瀬の洲にかの小木とゞまり、扱埋ミ立てる事生木の苗のことし、同年冬至の頃おひに至り見れば、ふしき成かな黒色の海苔かの枝に生し、寒気にしたがひ成長する事すにみつ、里民是をとり食へは靈像の告命し給ふ名草に少も違はず、味ひ又勝れたり、それより翌年埋木の当りに鹿朶(そだぎ)を切健しに、海苔生ずる事日々夜々なり、故に里民是を取揚、売買して世を經營(いとなむ)事限りなく、是実に靈像の利益、三神の御徳なり、願し名草なりば諸国に弘まり、年々繁昌する事かぎりなく、徳多く事挙るにいとまあらず」(『御府内備考』①323)

⑧今戸町(いまだまち)「一風呂師 源次郎 右は享保年中元祖源次郎初て土風呂焼初、当源次郎迄五代相続仕罷在候、尤享保の始には火鉢職にて、同十一、十二年頃より土風呂焼初候儀に御座候、当時家主を勤罷在候、一同三次郎 右源次郎の外風呂屋職のもの五軒程有之候内、去る午年菊千代様御同道にて王子筋御成の節、飛鳥山下定茶屋におみて三次郎焼物上覧被遊候、一町内焼瓦師 九軒程御座候」(『御府内備考』①388)

2. 新吉原

▽「日本堤の内に在り、此遊女町は庄司甚内と云者の願によつて、元和三年葺屋町の下今の大門通り於いて二町四方の葭原の地を賜はり、同四年の冬、造営成て吉原町と名付て商売せしが、明暦二年、其地御用として召上られ、今の地に移されしと云、其詳なる事は享保十年、新吉原の名主又左衛門が書出せし新吉原町由緒書に見へたり」(『御府内備考』①405)

3. 隅田川

▽浅草川「江戸繁華に従ひ川幅も狭まりしならん、天和三年五月の頃浅草川幅広かるとい

へり……両国川筋を始江戸表の白魚は、神君の御指図にて尾州名名古屋浦の白魚を御取寄せ候てまかせられしとの事也、今にいたりて生成すと云々」(『御府内備考』①254)